

国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画 ～四国ブロック地域対策計画について～

国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画に位置付けられている四国ブロックの地域対策計画については、平成26年3月28日付けで改定した「四国地震防災基本戦略」により推進します。

「国土交通省 四国ブロック地域対策計画」は「四国地震防災基本戦略」の一部です。

【参考】

- ◆来たるべき巨大地震に備えて～「四国地震防災基本戦略の改定」等の公表について～
<http://www.skr.mlit.go.jp/pres/h25backnum/kikaku/140328/140328-1.pdf>

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.6防災力向上プロジェクト】に該当します。

【問い合わせ先】

四国地方整備局 企画部（電話 087-811-8310）
総括防災調整官 林 重延
環境調整官 宮本 正司

- 【参考】 ◆四国圏広域地方計画に関するHPは、下記のとおり
<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html>
- 【参考】 ◇四国地震防災基本戦略に関するHPは、下記のとおり
<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/senryaku/index.html>

国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画（第1版）

平成26年 4月 1日

国土交通省 南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部

----- < 抜粋 > -----

第1章 対策計画の位置づけ等

1-1 南海トラフ巨大地震が発生した場合の国家的危機

- 南海トラフ沿いの地域については、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生しており、大きな被害を生じさせてきた。
- 中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、最新の科学的知見等に基づき、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」を公表した。
- 南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大地震になると想定されている。

1-2 対策計画の意義・位置づけ

- 本計画は、南海トラフ巨大地震による国家的な危機に備えるべく、多くの社会資本の整備・管理や交通政策、海上における人命・財産の保護等を所管し、また全国に多数の地方支分部局を持つ国土交通省として、広域的見地や現地の現実感を重視しながら、国土交通省の総力を挙げて取り組むべきリアリティのある対策をまとめるものであり、今後策定される南海トラフ巨大地震に関する政府全体の行動計画に合わせて、最終的にとりまとめていく。
- 取り組むべき対策は、応急活動計画と戦略的に推進する対策の2本立てとする。
 - ①南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画
 - ・地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。
 - ②南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策
 - ・巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。
- 各地方ブロックにおいては、各地方支分部局が協力し、本計画を基本としつつ、地域の実情や被害想定等を十分に踏まえた上で、関係機関等とも連携しつつ、より具体的かつ実践的な地域対策計画を早急に策定するものとする。
- 各地方支分部局は、地域対策計画等に基づき、関係機関等と連携して広域的な防災訓練を実施するとともに、その結果顕在化した課題を踏まえ、地域対策計画を逐次改善していくこととする。
- 南海トラフ巨大地震が発生した際の国土交通省の応急活動計画や戦略的に推進すべき対策等について、住民や民間事業者等の理解や意識が深まるよう、今後、対策計画等を広く周知する。

国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画 【四国ブロック地域対策計画の深刻な事態と主な対策(概要)】

地域	特に重視する深刻な事態	主な対策
四 国	■短時間で広範囲に來襲する巨大な津波	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル市町【美波町、坂出市、上島町、愛南町、安芸市、黒潮町】で検討会を開催し、「災害に強いまちづくり計画・地域モデル(案)」を策定。 ●GPS波浪計で観測する津波水位情報を沿岸自治体へ提供する仕組みを構築。 ●平成25年度末までにモデル地区【黒潮町】を対象に避難路・避難場所の整備に関する応急対策計画を策定。 ●平成25年度末までに港湾湾区域を対象としたモデル地区【徳島市(沖州)】における避難場所・避難経路、留意事項を定めた避難計画を策定。
	■鉄道・空港・港湾施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> ●滑走路における地下埋設物の耐震化対策を推進する。 ●高松空港、松山空港、高知空港の管制塔、無線施設等の耐震化を推進する。 ●被災地空港を目的とする航空機が多数発生した場合、状況に応じて安全に他空港へ着陸できる対応計画を策定済み。 ●旅客の避難誘導計画の見直しを推進。 ●関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力等の向上を図る。
	■通信施設等の被害や行政・防災機能の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ●地方整備局、地方運輸局、管区海上保安本部は、港湾機能回復のための連絡体制網を確立する。 ●船艇・航空機による被害状況の調査を実施。 ●平成26年度を目処に、四国管内の関係機関が保有する防災ヘリによる初動時被災状況調査の運用ルールを見直す。
	■救援・救護を必要とする被災地が広範囲に多数発生	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水区域で孤立する5つのモデル地区【美波町、愛南町、安芸市、中土佐町、黒潮町】における初動対応の行動計画を策定 ●航路啓開に伴う許可手続き等の簡素化計画を、平成26年を目処に策定。 ●平成26年度を目途に広域道路啓開に関する計画をとりまとめる。当該路線の耐震補強や8の字ネットワーク等、代替路線の整備を重点的に推進する。
	■臨海部の危険物・コンビナート被害	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度を目処にモデル地区【高知港(タナスカ地区)】を対象に石油基地地震津波対策計画の策定を支援する。 ●大規模災害時における港湾内の航路機能の確保のため、水域・航路に隣接する民間施設について適切な維持管理が促進される施設指定への助言を行う。
	■2次災害の発生と被害を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急対応に不可欠な交通網の寸断や二次被害のおそれがある土砂災害危険箇所を把握し、砂防堰堤等の整備を重点的に進めるとともに、発災後の対応計画を事前に策定する。
	■強い揺れや津波等による人的・建物被害、多数の地方公共団体における行政・防災・医療・避難施設等の機能の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ●各県と個別に物流事業者団体、物流事業者を交えた「調整会議」を開催し、県と物流団体間の輸送、保管協定の拡充を図るとともに、各県による公的な広域物資拠点選定を支援。 ●リエゾンの派遣計画の策定。
	■被害の長期化と地域経済への影響	<ul style="list-style-type: none"> ●吉野川(津波遡上区間)等において、樋門・水門の耐震補強やゲートの自動化・遠隔化及び河川堤防の液状化対策等を推進する。 ●津波被害想定区域【高知市、徳島市】の長期浸水を想定した排水作業計画を早期に策定する。 ◆高知港における広域な津波浸水区域を防護する防波堤、防潮堤、護岸の施設対策(三重防護)を推進する。 ●航路標識整備事業実施計画に基づき、航路標識等の耐震化・耐波浪化を推進するとともに、発災時には被災した航路標識の早期復旧に努める。等